

証券コード 9425
2023年1月12日

株主各位

大阪市北区天満橋一丁目8番30号
O A P タワー 9階

日本テレホン株式会社

代表取締役社長 有馬知英

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）その他感染症の感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、国内の流行状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、株主総会当日のご出席についてお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年1月26日

（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午前10時

（注）決算期変更にともない第35期事業年度を5月1日から10月31日までの6か月としているため、総会開催日が前回の定時株主総会開催日（2022年7月27日）に応当する日と離れております。

2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番30号

O A P タワー24階 A・B会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第35期（2022年5月1日から2022年10月31日まで）

事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 資本金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.n-tel.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

（自 2022年5月1日）
（至 2022年10月31日）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(注) 2022年10月期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月決算となっております。このため、前事業年度との比較については、記載しておりません。

当事業年度（2022年5月1日から2022年10月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況ではあったものの、活動制限の緩和により、回復傾向も見え始めております。一方で、ウクライナ情勢等の影響を受けた資源価格の高騰や、急激な円安の進行など、経済の動向については、不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、総務省における業界の競争ルールに関する検証が引き続き行われており、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止等の法改正が業界に与える影響の評価・検証、中古市場の動向の注視等、携帯電話市場の公正な発展に向けた施策を推進しております。

スマートフォンの端末におきましては、5Gに対応した高機能・高価格な商品の普及が進む一方で、低価格帯の商品の需要も堅調であり、サービス面においても、移動体通信事業者によるサブブランドをはじめ、オンライン専用の料金プランやMVNOの低価格帯の比率が高まる等、ユーザーが期待する安価で高付加価値のサービス提供が拡大しております。関連して、低価格な商品提供が可能なリユースモバイル端末の市場はユーザーの低価格志向が増加する中で、より一層価値が高まっていくものと思われます。

このような事業環境の中、当社は顧客ニーズの変化を迅速に捉えるため、「ビヨンド・イマジネーション（注）」の行動ポリシーのもと、お客様が必要とするサービス・商品を的確に捉え、提供し続けるべく対応しております。

中古スマートフォンの販売を主とするリユース関連事業におきましては、世界的な半導体不足が続いていることに加えて、急激な円安の影響もあり、調達数の確保が困難な状況と調達価格の高騰が続く中、既存のパートナー企業との連携強化をはかりつつ、新たな調達先の開拓に努めてまいりました。販売面では、ECモールへの新規出店を筆頭に、オンラインチャネルでの個人向け販売を強化いたしました。

一方の、キャリアショップ運営を中心とした移動体通信関連事業におきましては、低価格の新料金プランが普及する中、新規顧客獲得に向けた営業活動を継続実施し、移動体通信事業者が求める店舗の評価向上に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は1,551百万円、営業損失は126百万円、経常損失は127百万円となりました。そして、減損損失34百万円、差入保証金償却額10百万円等を計上した結果、当期純損失は178百万円となりました。

(注) 「ビヨンド・イマジネーション」とは、「①お客様の想像を超える ②仲間の期待を超える ③自分の限界を超える」をポリシーとした当社の行動ポリシーであります。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。経営成績の状況を事業部門別に記載しております。

(リユース関連事業)

当事業年度におけるリユース関連事業におきましては、世界的な半導体不足や急激な円安の影響により、適正価格での商品調達が難しい状況がありました。既存のパートナー企業との連携強化をはかりつつ、新たな調達先の開拓にも努めた結果、2022年8月以降復調傾向にあります。また販売面では、オウンドメディア等のオンラインサービスでの強みを持つ、親会社の株式会社ショーケースとのシナジーを活かし、メルカリ Shopsへの新規出店を筆頭に個人向けオンライン販売強化に注力いたしました。さらに、当社独自の認定リユース品（当社が独自に認定し1年保証を付けたリユースモバイル端末）の取扱い等の新たな価値創造に向けて取り組みを開始しております。

これらの結果、売上高962百万円、販売台数は29,068台となりました。

(移動体通信関連事業)

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、移動体通信事業者の手数料体系の変更により、当社が受け取る手数料が減少傾向にあるなど、外部環境は厳しさを増しております。一方で、お客様の求める商品・サービスを的確に提案できる環境の整備やノウハウの蓄積、移動体通信事業者が求める商品知識やサービスレベルにあわせた資格取得等を推進し、店舗評価の向上に努めてまいりました。また、顧客とのタッチポイントを増加させるため、地域密着の外販イベントを継続実施しております。

これらの結果、売上高は582百万円、販売台数は4,981台となりました。

(その他の事業)

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高7百万円となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

区分	第34期 (2022年4月期) 前事業年度		第35期 (2022年10月期) 当事業年度		前事業年度比 (%)
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
(1) リユース関連事業					
小計	4,138,203	75.8	962,135	62.0	—
(2) 移動体通信関連事業					
①通信機器販売	771,051	14.1	352,663	22.7	—
②受取手数料収入	525,989	9.7	229,648	14.8	—
小計	1,297,040	23.8	582,311	37.5	—
(3) その他の事業					
小計	22,196	0.4	7,316	0.5	—
売上高合計	5,457,439	100.0	1,551,764	100.0	—

(注) 2022年10月期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31までの6ヵ月決算となっております。このため、前事業年度比については、記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、1百万円であります。その主なものは、業務用パソコンの入れ替えによるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

項目	第32期 (2020年4月期)	第33期 (2021年4月期)	第34期 (2022年4月期)	第35期 (2022年10月期) 当事業年度
売上高	4,339,734	5,694,377	5,457,439	1,551,764
経常利益又は 経常損失(△)	52,048	73,787	△121,632	△127,373
当期純利益又は 当期純損失(△)	57,584	65,158	△228,490	△178,102
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	16円89銭	19円11銭	△57円10銭	△31円06銭
総資産	975,969	1,232,515	1,888,142	1,572,702
純資産	634,923	700,081	1,310,771	1,132,669
1株当たり純資産額	186円25銭	205円36銭	228円30銭	197円69銭

(注) 2022年10月期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月決算となっております。

(5) 重要な親会社の状況

親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
株式会社ショーケース	953百万円	40.32%	役員の兼任 従業員の出向受入 事務所の賃借 同社サービスの利用

(注) 親会社との間の取引に関する事項

親会社である株式会社ショーケースとの各取引に当たっては、取引自体の合理性および取引条件の妥当性を慎重に確認の上、取締役会の承認を得るものとしております。また、独立社外役員3名（取締役1名および監査役2名）が3分の1を占める取締役会において、親会社と少数株主との利益が相反する可能性についても十分に議論を行っており、一定の独立性が確保されているものと考えております。

なお、親会社と当社との間には、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の契約等はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、中古スマートフォンの販売を主とするリユース関連事業と、キャリアショップの運営を中心とする移動体通信関連事業の2つの事業を軸として、通信業界において「ヒトと社会の役に立つサービス価値創造企業」をミッションに掲げ、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

しかしながら、当社が移動体通信事業を展開する携帯電話業界におきましては、移動体通信事業者による低価格帯のサブブランドやオンライン専用の料金プランの普及、一部事業者から販売チャネル変革の方針が示される等、目まぐるしく事業環境が変化し続けております。そのような状況の中、移動体通信事業者から獲得する受取手数料収入が減少傾向にある等、当社としては将来にわたって同事業の成長を見込むことが難しいとの判断から、当社の運営する店舗を事業譲渡および閉店し、より将来的な成長が期待できるリユース関連事業に経営資源の投下を一層集中させてまいります。

リユース関連事業におきましては、リユースモバイル市場は引き続き拡大段階にあり、新品端末価格の高騰、格安通信料金プランの普及に伴う2台目需要や法人利用の増加、リユースモバイルに対する認知度とリテラシーの上昇等の要因が相まって、今後も安定的かつ高い成長率を見込むことができると考えております。

このような事業環境を踏まえ、当社といたしましては、以下の事項を課題と認識し対処をしてまいりたいと思います。

① 安定的な調達量の確保と販売網の拡大

拡大するリユースモバイル市場において市場シェアの向上を目指すため、安定的な調達量の確保と販売網の拡大が課題であると認識しております。調達量の確保のため、国内外への新規調達先の開拓、パートナー企業を通じた調達の連携強化を継続することはもとより、新たにオンライン買取サービスを展開し、消費者から直接買取できるシステムの構築によって安定的な調達量の確保を図ってまいります。一方、販売網の拡大に向けて、新たに取り扱いを開始した認定リユース品をフックとした販売網の開拓や、EC販売の強化に取り組んでまいります。

② ストック収益の拡大

従来の商品販売におけるフロー収益はもとより、ストック収益の積み上げによって、より安定的で継続的な収益モデルを構築することが課題として認識しております。そのため、当社の提供する端末に、業務に必要なSaaSを組み合わせた法人向けサブスクリプションモデルの構築や、従来から展開している法人向けレンタルサービスのプラッシャアップや付帯サービスの追加等に取り組んでまいります。

③ 業務効率化・DX化

新しい価値の創造を支える基幹システムとして、取り扱い量の増加に耐えうるモバイルリファビッシュセンターの業務効率化と、リユース関連事業全体のDX化も課題であると認識しております。当社の持つモバイル端末に関するノウハウに、株式会社ショーケースの持つIT領域の先端技術を掛け合わせることで、先進性を備えた、より効率的かつ拡張性のあるシステムを構築してまいります。

④ 人材戦略

持続的な企業価値の向上に資するため、成長の源泉として、採用・育成を重要な課題として認識しております。将来を支えられる優秀な人材が確実に継続的に輩出されるよう、採用体制の強化、魅力的な職場環境の構築、育成環境の整備に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容（2022年10月31日現在）

① リユース関連事業

携帯電話機やスマートフォン等の移動体通信端末機器において、これらの機器が不要となった国内外の法人企業から同端末機器を買取り、再利用できるものは、当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて、商品査定、データの消去処理や外装のクリーニング等の処理を施した後、リユースモバイル端末として、これを必要とする国内外の法人企業等に販売する事業であります。

同事業においては、個人向けの販売をメインとしたインターネット通販サイト「エコたんプレミアムオンライン（<https://www.ecotan-premium.com/>）」や、「Amazon」・「楽天市場」といったオンラインショッピングモールへの出店、およびフランチャイズ加盟店展開を実施しております。

フランチャイズ加盟店に対しては、当社がプランディングしているリユースモバイル端末「エコたん（注）」の商標利用や、リユースモバイル端末の買取り価格に関する情報や査定方法等についてのノウハウを提供するにあたり、加入時において加盟店手数料を徴収するほか、継続的にフランチャイズ加盟店向けの専門サイト「エコたんJP（<https://www.ecotan.jp>）」を運営しております、インターネット通販にてフランチャイズ加盟店を後方支援する仕組みを有しております。

② 移動体通信関連事業

移動体通信サービスの利用申込の取次、移動体通信端末機器および、付帯するその他の商品の販売を行っております。

③ その他の事業

法人向けスマートフォンレンタルの事業等を行っております。

(注) 「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末（たんまつ）」、安価で経済的な「エコノミー端末（たんまつ）」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

(8) 主要な事業所 (2022年10月31日現在)

① 事務所

大阪本社	大阪市北区
東京本社	東京都港区
モバイルリファビッシュセンター	大阪市北区

② 店舗

(関西圏 3店舗)		(首都圏 1店舗)	
トモモショップ 香里園店	大阪府寝屋川市	auショップ 阿佐ヶ谷	東京都杉並区
トモモショップ 四条河原町店	京都市中京区		
auショップ 住之江公園	大阪市住之江区		

(9) 使用人の状況 (2022年10月31日現在)

① 使用人の状況 (事業区分別)

事業区分	使用人数 (人)
リユース関連事業	19 (9)
移動体通信関連事業	33 (6)
その他	0 (0)
管理部門	11 (3)
合計	63 (18)

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員及び派遣社員・受入出向者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
当事業年度末	前事業年度末比増減	
63名 (18名)	6名減 (0名)	38.5歳

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員及び派遣社員・受入出向者は()内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、1日の勤務時間は8時間換算で計算しております。
 2. 前事業年度末に比べて従業員数が6名減少しております。また、嘱託社員・パート・アルバイト従業員及び派遣社員・受入出向者は0名増減しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	153,338千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,741,500株 (自己株式12,105株含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 2,686名
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 シ ョ 一 ケ ース	2,310,000株	40.32%
株 式 会 社 S B I 証 券	738,274	12.89
DXエンゲージメントパートナーズ合同会社	533,400	9.31
兼松コミュニケーションズ株式会社	460,000	8.03
伊 藤 貴 登	65,400	1.14
J P モ ル ガ ナ 証 券 株 式 会 社	42.100	0.73
里 井 晋 一	25,100	0.44
道 端 容 子	20,400	0.36
田 渕 汝 明	20,000	0.35
森 山 加 寿 恵	19,100	0.33

(注) 1.持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2.持株比率は自己株式(12,105株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	永 田 豊 志	株式会社ショーケース 代表取締役社長
代表取締役社長COO	有 馬 知 英	一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事長
取 締 役 C F O	平 野 井 順 一	株式会社ショーケース 取締役C F O 株式会社Showcase Capital 代表取締役
取 締 役	高 橋 卓	株式会社ショーケース 顧問
取 締 役	加 藤 文 也	株式会社ショーケース 広告・メディア事業 本部長
取 締 役	帖 佐 勇 志	
常 勤 監 査 役	茶 谷 喜 晴	
監 査 役	加 藤 清 和	弁護士 梅田総合法律事務所パートナー
監 査 役	安 倉 史 典	

- (注) 1. 取締役 帖佐勇志は、社外取締役であります。
2. 取締役 帖佐勇志は、営業・営業推進・経営管理等、様々な分野における豊富な経験
と事業成長に関わる見識及びガバナンスに関する見識を有しております。
3. 監査役 加藤清和及び安倉史典は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役 茶谷喜晴は、過去に当社の経理財務部門において、長年にわたり業務に
携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 加藤清和は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 安倉史典は、経営者として豊富な経験及び幅広い見識があり、会社経営に關
する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 帖佐勇志並びに監査役 加藤清和及び安倉史典を、東京証券取引所の定めに
基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 2022年7月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって、岡田俊哉、森永博幸、
寺口洋一、川口義信は取締役を辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年7月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しておりますと、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分な報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定については、役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限の付された当社株式を交付し、当該取締役が、継続して、当社の取締役等の地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除することにより、譲渡制限付株式による株式報酬制度を運用することを目的とする。

4. 報酬等の割合に関する方針

報酬は、固定の金銭報酬と役員退職慰労金である金銭報酬及び非金銭報酬で構成する。

5. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に按分して月例の固定金銭報酬として支払う。また、退職慰労金は、退職時に金銭報酬として支給する。

6. 報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬等（非金銭報酬を含む）の額については、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	23,820 (1,938)	19,601 (1,938)	3,207 (-)	1,012 (-)	10名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	6,949 (1,956)	6,331 (1,956)	618 (-)	- (-)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	30,769 (3,894)	25,932 (3,894)	3,825 (-)	1,012 (-)	13名 (4名)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2022年7月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役6名（うち社外取締役1名）および監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

2. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

3. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において年額1億4,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

また、上記金銭報酬の範囲内で、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、取締役（社外取締役除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2004年7月29日開催の第16期定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

イ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2022年7月27日開催の第34期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 3名 23,325千円

（各金額には、上記②、及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役4名31,164千円、監査役1名5,043千円が含まれております。）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 帖 佐 勇 志

・重要な兼職はありません。

② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 加 藤 清 和

・梅田総合法律事務所パートナー弁護士であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役 安 倉 史 典

・重要な兼職はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 帖佐勇志	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。営業・営業推進・経営管理及びガバナンスの見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。
社外監査役 加藤清和	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 安倉史典	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(※)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするた

め、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました仰星監査法人は、2022年7月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,400千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、経理財務部門より必要な資料を入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画および四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制について、以下のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

- イ. コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。
- ロ. コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。
- ハ. 監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。
- ニ. 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ホ. 「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する内部通報窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。
- ハ. 取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。
- ニ. 監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

- イ. 日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。
- ロ. 経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。
- ハ. 監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営

計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

- イ. 中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。
 - ロ. 各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。
 - ハ. 取締役会は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。
- イ. 取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えるとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。
 - ロ. 取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。
 - ハ. 監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合

は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとする。

- ロ. 監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

- ハ. 監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

- ⑧ 子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備とともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ニ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。
- ホ. 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。
- ロ. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。
- ハ. 反社会的勢力とは、合法非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- ニ. 企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を9回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

② 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を9回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会、経営会議など重要な会議に出席して意見交換し、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

③ コンプライアンス・プログラムについて

当社は、従業員に対し、入社時に人事戦略部によるコンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引、ハラスマント・人権問題の研修を実施しております。

また、コンプライアンス教育プログラムを毎年5月に策定し、研修およびその進捗状況について取締役会で報告し、計画的にコンプライアンス体制の強化を実施しております。

④ リスクマネジメント体制の構築について

当社は、問題の早期発見・未然防止および迅速な対応を図るため、「個人情報保護関連規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「危機（リスク）管理マニュアル」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,527,767	流動負債	267,396
現金及び預金	665,464	買掛金	138,040
売掛金	343,163	1年内返済予定の長期借入金	39,996
商品	464,586	リース債務	136
貯蔵品	4,120	未払金	27,991
前払費用	16,237	未払費用	21,652
未収入金	20,168	未払法人税等	7,779
未収消費税等	6,408	預り金	19,006
その他の	7,617	賞与引当金	9,650
固定資産	44,935	短期解約返戻引当金	1,214
有形固定資産	3,558	その他の	1,929
レンタル資産	3,558	固定負債	172,637
投資その他の資産	41,376	長期借入金	113,342
出資金	160	役員退職慰労引当金	12,882
長期貸付金	7,918	退職給付引当金	34,518
破産更生債権等	1,001	資産除去債務	11,894
長期前払費用	974	負債合計	440,033
差入保証金	32,323	純資産の部	
貸倒引当金	△1,001	株主資本	1,132,669
資産合計	1,572,702	資本金	1,054,323
		資本剰余金	724,520
		資本準備金	724,520
		利益剰余金	△646,165
		利益準備金	31,627
		別途積立金	390,000
		繰越利益剰余金	△1,067,792
		自己株式	△9
		純資産合計	1,132,669
		負債・純資産合計	1,572,702

損 益 計 算 書

(自 2022年5月1日)
(至 2022年10月31日)

単位：千円

科 目	金 額
売 上 高	1,551,764
売 上 原 価	1,283,039
売 上 総 利 益	268,725
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	395,151
當 業 損 失	126,426
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
物 品 売 却 益	120
為 替 差 益	850
受 取 手 数 料	641
そ の 他	1,428
當 業 外 費 用	3,047
支 払 利 息	2,610
棚 卸 資 産 除 却 損	972
そ の 他	411
經 常 損 失	127,373
特 別 利 益	
受 取 賠 償 金	3,119
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	712
減 損 損 失	34,373
支 払 手 数 料	2,016
譲 渡 制 限 付 株 式 関 連 費 用	5,316
差 入 保 証 金 償 却 額	10,000
稅 引 前 当 期 純 損 失	52,418
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	2,271
法 人 稅 等 調 整 額	△842
當 期 純 損 失	178,102

株主資本等変動計算書

(自 2022年5月1日)
(至 2022年10月31日)

単位：千円

	株主資本									純資産計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途利益剰余金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,054,323	724,520	724,520	31,627	390,000	△889,689	△468,062	△9	1,310,771	1,310,771	
当期変動額											
当期純損失(△)						△178,102	△178,102		△178,102	△178,102	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△178,102	△178,102	—	△178,102	△178,102	
当期末残高	1,054,323	724,520	724,520	31,627	390,000	△1,067,792	△646,165	△9	1,132,669	1,132,669	

個別注記表

1. 決算日の変更に関する事項

2022年7月27日開催の第34期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度を毎年11月1日から10月31日までに変更いたしました。その結果、当事業年度は2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月間となっております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品

原則として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯 藏 品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、並びにレンタル資産については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～18年

器 具 備 品 3年～15年

レンタル資産 2年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。

④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① リユース関連事業

リユース関連事業においては、主にリユースモバイル端末の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。

② 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業においては、移動体通信端末機器の販売およびその附帯サービス全般を提供することにより、顧客および代理店契約を締結している移動体通信事業者および一次代理店より対価および手数料収入を受領しております。移動体通信端末機器の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しており、また、附帯サービス全般については、サービスを提供した時点又は期間において移動体通信事業者および一次代理店からの情報に基づき収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 126,659千円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。貸出コミットメントライン契約に基づく事業年度末の貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントライン契約の総額	400,000千円
借入実行残高	一千円
	400,000千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,741,500株
------	------------

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,741,500	—	—	5,741,500

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	20	12,085	—	12,105

(変動事由の概要)

自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得による増加12,085株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,684	千円
賞与引当金	2,950	
棚卸資産	293	
未払費用	699	
短期解約返戻引当金	371	
貸倒引当金	306	
退職給付引当金	10,555	
役員退職慰労引当金	3,939	
固定資産	19,779	
資産除去債務	3,637	
差入保証金償却額	3,058	
繰越欠損金	203,578	
その他	266	
小計	251,121	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△203,578	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△47,543	
評価性引当額小計	△251,121	
繰延税金資産合計	—	千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金並びに未払金、預り金および未払法人税等は全て短期間の支払期日であります。

借入金は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、固定金利もしくは日本円TIBORに連動したものとなっております。経理財務部門で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

また、「現金及び預金」については、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期貸付金	7,918	7,883	△34
破産更生債権等	1,001	1,001	—
貸倒引当金 (※1)	△1,001	△1,001	—
差入保証金	—	—	—
資産計	32,323	32,323	—
長期借入金 (※2)	153,338	152,604	△733
負債計	153,338	152,604	△733

(※1)破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適正な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金 破産更生債権等 貸倒引当金	—	7,883	—	7,883
	—	1,001	—	1,001
	—	△1,001	—	△1,001
	—	—	—	—
差入保証金	—	32,323	—	32,323
資産計	—	40,206	—	40,206
長期借入金	—	152,604	—	152,604
負債計	—	152,604	—	152,604

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金、差入保証金

これらの時価については、契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 に分類しております。

破産更生債権、貸倒引当金

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としており、レベル 2 に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル 2 に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	962,135	962,135
移動体通信関連事業	582,311	582,311
その他の事業	7,316	7,316
顧客との契約から生じる収益	1,551,764	1,551,764
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	1,551,764	1,551,764

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権および債務の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

契約負債

期首残高 1,460千円

期末残高 1,909千円

貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しています。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 197円69銭

(2) 1株当たり当期純損失 31円06銭

10. 重要な後発事象に関する注記

重要な事業の譲渡等

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、リユース関連事業に経営資源を集中させることを目的に、当社の運営する移動体通信事業者ブランドによる4店舗の専門ショップにつき、ITXコミュニケーションズ株式会社に対してauショップ2店舗を事業譲渡、株式会社テレックス関西に対してドコモショップ1店舗を事業譲渡、およびドコモショップ1店舗の閉店を決議いたしました。

1. 譲渡および閉店する事業の内容、規模

	売上高	売上高合計に対する割合
移動体通信関連事業	582,311千円	37.5%

2. 譲渡する資産・負債の額

現時点では確定しておりません。

3. 譲渡又は閉店の時期

	契約締結予定日	譲渡又は閉店予定日
auショップ2店舗（事業譲渡）	2023年2月1日	2023年2月1日
ドコモショップ1店舗（事業譲渡）	2023年4月1日	2023年4月1日
ドコモショップ1店舗（閉店）	—	2023年3月31日

4. 謙渡価額
謙渡先の意向により、非開示としております。

13. その他の注記

(1) 退職給付会計に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

イ. 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	32,129 千円
退職給付費用	2,492
退職給付の支払額	△103
退職給付引当金の期末残高	34,518

ロ. 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	34,518 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,518
退職給付引当金	34,518

ハ. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 2,492 千円

③ 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、2,438千円であります。

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
全社	事務所、店舗	建物、工具、器具及び備品、 リース資産、ソフトウェア、電話加入権

当社は、事務所および店舗ごとに資産をグルーピングしております。

当事業年度において、営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値を0円としております。

また、減損損失の内訳は、建物20,247千円、工具、器具及び備品4,695千円、リース資産63千円、ソフトウェア3,668千円、電話加入権5,698千円であります。

(3) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業所および店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.229%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	20,250	千円
------	--------	----

時の経過による調整額	69	
------------	----	--

資産除去債務履行による減少額	<u>△8,426</u>	
----------------	---------------	--

期末残高	<u>11,894</u>	
------	---------------	--

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年12月20日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武 本 拓 也
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 本 亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本テレホン株式会社の2022年5月1日から2022年10月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するためには経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年5月1日から2022年10月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年12月27日

日本テレホン株式会社 監査役会

常勤監査役 茶 谷 喜 晴 印

監 査 役 加 藤 清 和 印

監 査 役 安 倉 史 典 印

(注) 監査役 加藤清和および監査役 安倉史典は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化と、将来の剰余金の配当や自社株取得の還元策を行えるようにするとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を高め、効率的な経営を推進することを目的として、資本金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことについてご承認をお願いするものであります。

具体的には、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、後記1から3に記載のとおり、資本金の額および利益準備金の額を減少し、資本金をその他資本剰余金に、利益準備金を繰越利益剰余金へそれぞれ振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補いたします。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数は変更いたしませんので、株主の皆さまの所有株式数や1株当たり純資産額に与える影響はございません。

1. 減少する資本金の額

資本金の額1,054,323,710円のうち、1,004,323,710円を減少して50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が後記4の効力発生日までに行使された場合、資本金の額および減少後の資本金の額が変動いたします。

2. 減少する利益準備金の額

利益準備金の額31,627,000円の全額を減少して0円とし、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金および利益準備金の額の減少並びにその他資本剰余金および繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件として、以下のとおり別途積立金の全額およびその他資本剰余金の一部

を減少させて繰越利益剰余金に振り替えます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	646, 165, 267円
別途積立金	390, 000, 000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	1, 036, 165, 267円
---------	-------------------

4. 日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年12月27日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2023年1月27日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2023年3月20日 (予定) |
| (4) 効力発生日 | 2023年3月31日 (予定) |

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時もって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名に際しましては、取締役会で審議し決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なが た とよ し 永 田 豊 志 (1966年1月19日生)	<p>2015年4月 株式会社ショーケース 取締役副社長</p> <p>2015年10月 株式会社アンジー 取締役 就任</p> <p>2016年3月 合同会社TRIPLEX 代表社員（現任）</p> <p>2017年4月 株式会社インクルーズ 取締役 就任</p> <p>2017年8月 株式会社Showcase Capital 代表取締役社長 就任</p> <p>2019年1月 株式会社ショーケース 代表取締役社長 就任（現任） 兼 内部監査室担当役員</p> <p>2021年8月 同社 代表取締役社長 兼 広告・メディア事業本部 担当役員（現任）</p> <p>2022年7月 当社 代表取締役会長CEO 就任（現任）</p>	-株

永田豊志氏は、グローバルな知見とともに、インターネット事業への深い知識、また、経営者としての豊富な経験と幅広い知見・見識を有しております、当社取締役として強いリーダーシップにより当社を牽引するとともに、多方面での意思決定に強く関わり、持続的企業価値向上を実現できる適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお永田豊志氏は、株式会社ショーケースの代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献されております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	あり ま とも ひで 有馬知英 (1973年11月19日)	<p>1996年10月 当社入社</p> <p>2007年8月 当社 ネットワーク部長</p> <p>2009年5月 当社 営業推進部長</p> <p>2010年12月 当社 営業企画部 統括部長</p> <p>2013年9月 当社 リユース統括部長</p> <p>2014年9月 当社 リユース統括部長 兼 HKNT CO. LIMITED 董事</p> <p>2014年11月 当社 第2営業本部長</p> <p>2015年7月 当社 取締役執行役員 第2営業本部長</p> <p>2016年1月 当社 取締役執行役員 リユース部門管掌 兼 グローバル営業部門管掌</p> <p>2019年2月 当社 取締役執行役員 リユース営業本部長</p> <p>2022年6月 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事長 就任（現任）</p> <p>2022年7月 当社 代表取締役社長COO 就任（現任）</p>	9,200株

有馬知英氏は、当社のコア事業であるリユース事業において豊富な経験を有しており、既存事業の収益拡大や、新たな需要の創造に向けた取り組みに実績があります。これらのことから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、能力および企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	平野井順一 (1976年1月9日生)	<p>2014年11月 ホームエネルギーマネジメントサービス 株式会社 取締役 就任</p> <p>2016年10月 株式会社ソフトフロントホールディングス 入社 グループ業務推進室長</p> <p>2017年7月 同社 執行役員財務担当</p> <p>2017年9月 株式会社ソフトフロントマーケティング 取締役 就任</p> <p>2018年4月 株式会社ソフトフロントジャパン 取締役 就任</p> <p>2018年6月 デジタルポスト株式会社 取締役 就任</p> <p>2018年6月 株式会社ソフトフロントホールディングス 取締役 就任</p> <p>2018年10月 同社 代表取締役社長 就任</p> <p>2019年6月 株式会社ショーケース 経理財務部長</p> <p>2019年7月 同社 執行役員 CFO</p> <p>2019年7月 株式会社Showcase Capital 執行役員 CFO</p> <p>2020年3月 ブラップノード株式会社 監査役 就任 (現任)</p> <p>2021年1月 株式会社ショーケース コーポレート本部本部長</p> <p>2021年3月 同社 取締役 CFO 就任 (現任) 兼 コーポレート本部担当役員</p> <p>2022年4月 株式会社Showcase Capital 代表取締役 就任 (現任)</p> <p>2022年7月 当社取締役 CFO 就任 (現任)</p>	-株

平野井順一氏は、建設、アパレル、バイオ、ITなど幅広い業界でCFO、代表取締役の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見・見識を有しております、当社取締役として当社の管理部門を統括し、意思決定に強く関わり、持続的成長に貢献いただける人材と判断したため、取締役候補者としております。なお、平野井順一氏は、株式会社ショーケースの取締役CFOとして、財務戦略を統括し、持続的成長に大いに貢献されております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	高橋卓 (1968年7月10日生)	<p>2009年10月 株式会社ヒューマントラスト 取締役 就任</p> <p>2017年10月 エールスペック株式会社 専務取締役 兼 COO 就任</p> <p>2021年1月 CXO俱楽部株式会社 代表取締役 就任（現任）</p> <p>2021年2月 株式会社ショーケース 顧問 就任（現任）</p> <p>2022年7月 当社取締役 就任（現任）</p>	-株
5	加藤文也 (1985年10月12日生)	<p>2009年4月 ばんせい証券株式会社 入社</p> <p>2012年3月 株式会社CLOCK・ON 入社</p> <p>2013年4月 株式会社CLOCK・COMMUNICATIONS 転籍</p> <p>2015年5月 株式会社ショーケース 入社 WEB広告営業</p> <p>2018年1月 同社 SaaS販売マネージャー</p> <p>2019年1月 同社 広告・メディア事業本部 本部長（現任）</p> <p>2022年7月 当社取締役 就任（現任）</p>	-株

高橋卓氏は、法人営業を得意とし、上場会社を含む1,000社以上の法人（決裁者多数）とのネットワークがあり、新規事業や法人顧客をターゲットとしたビジネスを行う際に強力なサポートが期待でき、また、営業部門管掌の経営者としての知見・経験・実績が豊富で、営業視点での経営貢献ができる人材であり、取締役として適任であると判断したため、取締役候補者としております。なお、高橋卓氏は、株式会社ショーケースの顧問であり、企業価値向上を実現するためにサポートしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	※ むら い まもる 村 井 守 (1954年12月12日)	<p>1979年4月 日本電信電話公社 (現 日本電信電話株式会社) 入社</p> <p>2009年6月 西日本電信電話株式会社 取締役 就任</p> <p>2011年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト (現 株式会社NTTマーケティングアクトProCX) 代表取締役 就任</p> <p>2015年6月 テルウェル西日本株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2018年6月 西日本電信電話株式会社 常勤監査役 就任</p> <p>2020年7月 日本通信機器株式会社 顧問 就任 (現任)</p> <p>2021年4月 日本コムネット株式会社 社外取締役 就任 (現任)</p> <p>2022年4月 株式会社AGEST 顧問 就任 (現任)</p>	-株

村井守氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はNTTグループにおいて取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験および知見を有しており、当社が目指す企業価値向上に向けた各種取り組みにおいて、経営企画分野や通信業界についての専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、複数の社外取締役候補者の中から同氏を社外取締役候補といたしました。

また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員およびガバナンス委員として当社の役員候補者選定や役員報酬の決定および内部統制・ガバナンスについて、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験がありますので、上記の理由より社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 村井 守氏は社外取締役候補者であります。
4. 候補者永田 豊志氏は、当社親会社であります株式会社ショーケースの業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者であります。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職状況）」欄に記載のとおりであります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております、取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契

約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 村井 守氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は独立役員として同氏を同取引所に届け出る予定であります。
7. 村井 守氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(ご参考) スキル・マトリックス

本議案が原案のとおり承認可決された場合は、各取締役および各監査役のスキル及び経験は、以下のとおりとなる予定です。

また、当社は執行役員制度を導入しております。本定時株主総会終結後に開催される取締役会において選任予定である取締役を兼務しない執行役員のスキル及び経験につきましても、あわせて記載しております。

役職	氏名	ス キ ル 及 び 経 験													
		経営戦略	企業経営	マーケティング	営業	D X	I C T	関連業界経験／事業／海外	会計	財務	人材開発	人事	リスク管理	法務	ガバナンス
取締役 (社内)	永田 豊志	●	●	●								●		●	
	有馬 知英	●	●				●							●	
	平野井 順一	●							●	●				●	
	高橋 良	●	●								●			●	
	加藤 文也			●	●									●	
取締役 (社外)	村井 守	●	●								●	●		●	
監査役 (社内)	茶谷 喜晴	●							●	●	●	●		●	
監査役 (社外)	加藤 清和											●		●	
	安倉 史典	●	●									●		●	
執行役員	寺口 洋一	●	●				●	●				●		●	
	重富 崇史			●			●	●						●	
	多田 一喜		●							●				●	
	堀 貴洋		●				●							●	
	大熊 祐太		●	●	●									●	
	吉田 祥生			●			●							●	

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
伴城宏 (1972年8月7日)	1996年4月 弁護士登録 1998年4月 梅田総合法律事務所入所 2004年1月 梅田総合法律事務所 パートナー弁護士（現任）	-株

伴城宏氏を補欠監査役候補とした理由は、弁護士として培われてきた高度で豊富な知識と幅広い経験を有しております。その知見と経験に基づく専門的見地から監査いただくとともに、より拡大した立場からの監査を確保するために補欠監査役候補に選任いたします。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 伴城宏氏は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 伴城宏氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 伴城宏氏が監査役に就任した場合には、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する補償契約を締結する予定であります（ただし、一定額に至らない場合を除く）。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、一定額に至らない場合を除く）。伴城宏氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

メモ

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区天満橋一丁目8番30号
O A P タワー24階 A・B会議室
電 話 06-6881-6611



交通のご案内

- ・JR大阪環状線「桜ノ宮」駅 西口より徒歩10分
- ・JR東西線「大阪天満宮」駅 1番出口より徒歩15分
- ・地下鉄谷町線・堺筋線「南森町」駅 3番出口より徒歩15分